

適格分割等に係る分割法人等の調整後の繰越控除余裕額 又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書	事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名 ()
---	----------------------	---	---	------------

適格分割等の別：適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立

適格分割等の日：・・・

分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度 又は連結 事業年度	区分	控除余裕額又は個別控除余裕額					控除限度超過額又は個別控除限度超過額				
		当該法人の 控除余裕額 又は個別控 除余裕額	当該法人の 国外所得金 額又は個別 国外所得金 額	(2)のうち分 割承継法人 等に移転す る事業に係 る部分の金 額	(1)のうちな いものとさ れる金額 (1)×(3) (2)	当該法人の 調整後の控 除余裕額又 は個別控除 余裕額 (1)−(4)	当該法人の 控除限度超 過額又は個 別控除限度 超過額	当該法人の 控除対象外 国法人税額 又は個別控 除対象外國 法人税額	(7)のうち分 割承継法人 等に移転す る事業に係 る部分の金 額	(6)のうちな いものとさ れる金額 (6)×(8) (7)	当該法人の 調整後の控 除限度超 過額又は個 別控除限度 超過額 (6)−(9)
・・・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
・・・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・・・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・・・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・・・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・・・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・・・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										

別表六(三)付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第69条第7項（適格分割等を行った場合にないものとされる繰越控除限度額等）の規定の適用を受ける場合又は法第81条の15第7項（適格分割等を行った場合にないものとされる個別繰越控除限度額等）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 2 「当該法人の控除余裕額又は個別控除余裕額1」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該法人を分割法人とする適格分割型分割を行った場合には、その法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表六(三)「③」の欄の金額を記載します。
 - (2) 当該法人を分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。以下同じ。）とする適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合には、その法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表六(三)「③」の欄の金額を記載します。
- 3 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額2」の欄は、「当該法人の控除余裕額又は個別控除余裕額1」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の別表六(二)の「7」又は別表六の二(二)付表の「3」の金額を記載します。
- 4 「当該法人の控除限度超過額又は個別控除限度超過額6」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該法人を分割法人とする適格分割型分割を行った場合には、その法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表六(三)「⑥」の欄の金額を記載します。
 - (2) 当該法人を分割法人等とする適格分社型分割等を行った場合には、その法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表六(三)「⑥」の欄の金額を記載します。
- 5 「当該法人の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額7」の欄は、「当該法人の控除限度超過額又は個別控除限度超過額6」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の別表六(二の二)の「26」の金額を記載します。